

## パーソナルデータに関する意見

平成 26 年 5 月 22 日  
規 制 改 革 会 議

世界最高水準の I T 社会を実現するため、ビッグデータの利活用を積極的に進める必要がある。その際、パーソナルデータの利活用と個人情報の保護とを両立させることは当然の要請であり、パーソナルデータに関する検討会において示された現段階の案も、そうした視点を踏まえている。また、国際的なハーモナイゼーションに十分留意する方針が示されており、これらの点で、当ワーキング・グループと立場を同じくするものと理解している。

パーソナルデータの利活用については、商業的な利活用のみが強調されがちであるが、こうした利活用であっても消費者の利益につながることは多々存在する。さらに、医療を始め公共サービスへの利活用、また、新たなトレンドを発見するデータジャーナリズムなど学術的関心からなされる利活用は、直接国民全体に利益をもたらす得ることに留意すべきである。

具体的には以下の諸点を踏まえ、パーソナルデータの利活用が進む方策を検討すべきである。

- (1) 規制対象として新たなカテゴリーが追加されると、その外縁の不確かさによって、却ってグレーゾーンが拡大される懸念がある。
- (2) 現行法では規制対象となっていない「識別子」等が規制対象に含まれる理由が定かでない。
- (3) 規制対象となるパーソナルデータについては、例えば、現行法で利用目的を特定する必要がないデータについて利用目的を特定する義務を課すなど、現行法より強い規制を及ぼすべきでない。
- (4) I T 技術の急速な進歩を踏まえ、匿名化にあたっては現在の特定の技術を用いることを義務付けることは避け、法令以外の手法を活用するなど柔軟なルールとすべきである。
- (5) ビッグデータの利活用による個人へのメリットをアピールすることも極めて重要である。

以上